

令和2年度 クリーニング師研修 の開催について (2020年度)

(公財) 京都府生活衛生営業指導センター

協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医療衛生企画課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されているクリーニング師の方は、3年に一度京都府知事が指定する研修を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第2型 (通信研修)

自宅で学習する研修です。

第1型（会場研修）が都合により受講できない方を対象に第2型（自宅学習による研修）を実施します。

受講対象の方

京都府内のクリーニング所に勤務されているクリーニング師で、

- 令和2年（2020年）12月6日開催の第1型研修が都合により受講できない方（遠隔地居住者、持病などで会場受講が困難な方）

受講対象の確認方法は裏面をご覧ください。

1 申込期間 令和2年（2020年）10月16日（金）～

申込締切日 **令和2年11月20日（金）まで**

2 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し洗濯物の処理・繊維及び繊維製品

3 受講料 **5,000円**（テキスト代を含む。）

4 申込方法 同封の払込取扱票【**第2型** 申込書】の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。（郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口での払込みより51円安くなります。）
- 事業所で一括して受講申込みをご希望される場合は、事前に当センターまでお電話ください。

5 受講方法 申込みを受付後、「テキスト」と「レポート問題」を勤務されている営業所（お店）に送付します。ご自宅で学習された後、レポート問題を解答の上、解答用紙を当センターまで提出してください。

- 提出締切日（令和2年12月21日（月）当日消印有効）
- 動画配信などのオンライン研修はありません。
- 提出いただいた解答用紙により学習の効果を確認し、全科目を修められた方には「修了証書」と「修了済ステッカー」を交付します。

裏面を必ずお読みください。

<問合せ・申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051/FAX (075) 711-6123

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10：00～16：00

詳細はホームページをご覧ください。

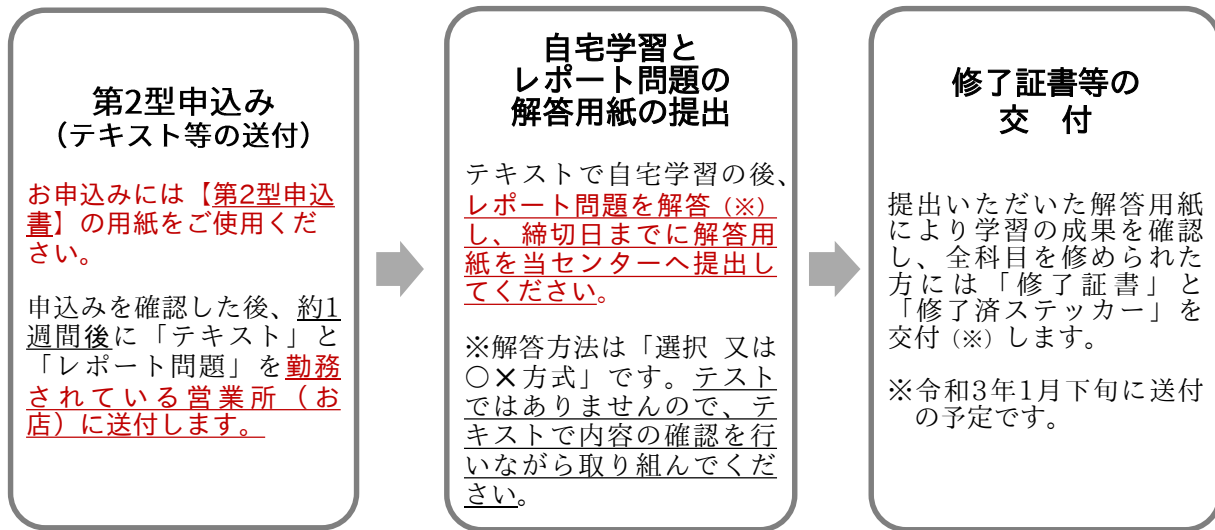
<https://www.kyoto-seel.com/>



お客様は安全・安心を求めています。クリーニング業法で定められたクリーニング師研修を3年に一度受講しましょう。

改訂クリーニング事故賠償基準や衣類の取扱い表示、長期間放置品への対応、注意が必要な素材と事故防止策などクリーニング業を取り巻く社会環境や消費者から求められている諸問題を取り上げます。予防衛生やクレーム対策等の正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

▼受講申込から修了証書等交付までの流れ▼



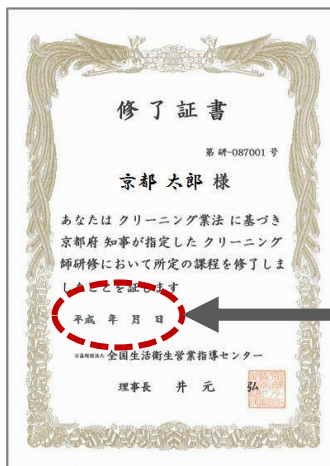
受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

研修の修了者については、京都府知事に受講修了の報告を行っています。また、修了者には修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

受講対象の確認方法について

前回の受講日の「修了証書」又は「修了済ステッカー」でご確認ください。

修了証書



●「修了済ステッカー」
の「受講年度」が平成29年度（2017年度）以前の方が受講の対象です。

●「修了証書」
の「受講年月」が平成30年（2018年）3月以前の方が受講の対象です。

修了済ステッカー

